

D 建築物に関すること【建築関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ	電話045-210-4111 電話045-210-4159
D-8	吹付けアスベスト等の除去はどのように行っているのですか。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト、アスベストを0.1重量%を超えて含有する吹付けひる石等）を除去するには、①準備作業（事前調査、作業計画、安全衛生管理）、②除去処理工事、③検査及び後片付け、④施工記録の手順に従って行います。

①準備作業

- アスベスト（石綿）の使用状況を調査し、その結果を作業者及び周辺住民等から見やすい位置に掲示します。また、当該調査結果は、大気汚染防止法上3年間保管しておく必要があります（労働者のばく露に関する記録は、石綿障害予防規則上40年間保管）。
- 作業手順やアスベスト（石綿）飛散防止策などについて計画を定め、あらかじめ監督官庁へ届け出るとともに、作業従事者に計画を周知します。
- 周囲から見やすい位置に作業概要が記載された掲示板を設置するとともに、周辺住民に対し周知を行います。
- アスベスト（石綿）が除去作業によって外部へ飛散しないように、プラスチックシート等で作業場を覆い隔離するほか、高性能フィルターの付いた集じん・排気装置で換気して作業場内及び前室を負圧に保つなどします。
- 作業従事者は、呼吸用保護具及びアスベスト（石綿）が付着しにくい作業衣服を着用します。

②除去処理工事

- 除去するアスベスト（石綿）は、飛散しないよう薬液等により十分に湿潤化し、その後、除去します。除去工法はヘラやケレン棒等で掻き落とすなど施工業者の仕様により行います。
 - 作業開始前後の集じん・排気装置の稼働状況等を確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、飛散防止のために必要な措置を講じます。
 - 除去・回収したアスベスト（石綿）は、運搬されるまでの間の飛散防止措置として、埋立処分を行う場合は、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包します。また、中間処理（熔融処理又は無害化处理）を行う場合は、水、発じん防止材等を散布し湿潤化した後、耐水性の材料でこん包します。
 - 除去・回収したアスベスト等の保管、運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守して行います。
- ※ アスベスト含有廃棄物の処理の詳細についてはF-1～5をご覧ください。

③検査及び片付け

- 除去作業が終了したら、高性能真空掃除機で作業場内を清掃するとともに、隔離のために使用したプラスチックシート等に付着したアスベスト（石綿）が外部へ飛散しないよう、飛散抑制剤を散布するなどの作業を行います。

④施工記録

- 工事全体を通じて作業主任者が作業基準の遵守状況を点検し、その結果を記録します。
- 作業者の作業記録は、大気汚染防止法上3年間保管することとなっています（労働者のばく露に関する記録は、石綿障害予防規則上40年間保存）。

<アスベストQ&A集>

D 建築物に関すること【建築関係】

参考 環境省ホームページ

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
(作業手順やばく露防止及び飛散防止対策が記載されています。)

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf>